平成２５年（フ）第１７９６号
愛知県清須市新清洲２丁目９番地13　千成ソミュール清洲401
債務者　細野電機商会こと　細野　吉弘
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９４０号
横浜市中区麦田町１丁目１番地１　麦田ビル２Ｆ
債務者　石川　敏彦
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古西　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月13日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８８号
ベトナム社会主義共和国ハノイ市ホータイ久南タンロン　シプチャービルディングＥ４棟12Ａ03号室、前住所静岡県磐田市豊浜中野432番地３
債務者　相葉　貴久
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
山口県周南市大字須々万本郷334番地の１、住民票上の住所山口県周南市大字須々万奥168番地の２
債務者　福本　浩生
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　通山　和史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３６８号
岐阜県山県市洞田578番地２
債務者　山内與志一
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３０２号
函館市鍛治１丁目29番３号
債務者　佐藤　勝幸
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３０３号
函館市鍛治１丁目29番３号
債務者　佐藤　イセ
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
山形県村山市大字富並2715番地３
債務者　酒井　俊弘
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９０号
山形市大野目３丁目３番46―５号
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９７号
群馬県藤岡市藤岡1413番地４　リゼ・クレスト203号
債務者　北原　明江（旧姓宮前）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０１２号
埼玉県川口市大字新堀376番地
債務者　冨高千代子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０１８号
埼玉県和光市新倉１丁目29番33号　グレースヒル205
債務者　赤澤　星良（旧姓町野）
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８１号
埼玉県北本市朝日２丁目238番地　ワコーレＲＧ北本Ｆ―807
債務者　小島　佳世（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９６号
埼玉県北本市東間５丁目６番地２　エスポワール103
債務者　山本　　郁
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５０号
埼玉県加須市細間273番地１　県営大利根細間団地２号棟301号室
債務者　佐藤　幸恵
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７２号
埼玉県加須市阿良川356番地２、旧住所埼玉県加須市下三俣218番地２　ベラーノ201号室
債務者　植村香緒里（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９３号
埼玉県川口市江戸３丁目29番12号　ヤマジンハイツＢ―３
債務者　稲葉かおり
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係